

村山市公金口座振替依頼書(自動払込利用申込書) (金融機関用)

※太枠内をご記入ください。

取扱金融機関又はゆうちょ銀行		御中		年 月 日	
納入義務者	住所 (〒 -)			連絡先(TEL)	
	フリガナ			() -	
	氏名又は使用者・名称及び代表者氏名			行政区	隣組 世帯番号
	㊟ (2,3 枚目にも押印してください。)			個人コード	

私 (当社) は、市税などについて口座振替 (自動払込) の方法により納入したいので、下記事項確約のうえ依頼します。

振替納付指定口座	口座名義人	フリガナ氏 名		名義人 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入) 住 所		金融機関 お届け印		←2,3 枚目にも押印してください。	
	金融機関	金融機関名	銀行 組合 金庫	支店名	支店 店	金融機関 コード	支店		←数字はすべて右づめで記入してください。
	預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()				預貯金 口座番号			
	ゆうちょ銀行	加入者 村山市	番号 1~8 及び10	村山市水道事業企業出納員	記 号	* ←記号に6桁目がある場合は、*欄に記入してください。			
	口座番号	02230-0-960304		02470-1-22666	番号 9	番 号			
	種目コード	166		166					
申し込むところの番号を○で囲んで下さい。	口 座 振 替 納 付 を 申 し 込 む 種 目							種別コード	いつから
	1.	市県民税 ※特別徴収分を除く						30	年 月分
	2.	固定資産税・都市計画税						30	年 月分
	3.	軽自動車税						30	年 月分
	4.	国民健康保険税						30	年 月分
	5.	介護保険料						30	年 月分
	6.	後期高齢者医療保険料						30	年 月分
7.	a (・ 保育所保育料 ・ 延長保育実費徴収金		施設名	☐ 保育園 ☐ 認定こども園		コード	30	年 月分	
	b (・ 認定こども園 保育料 ・ 認定こども園 延長保育料		児 童 氏 名	(年 月 日生)		コード			
8.	a 市営住宅使用料・定住促進住宅使用料		団地名		号室		30	年 月分	
	b 共益費								
9.	水道料金 (公共下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料)		お客様番号				22	年 月分	
10.	公共下水道事業受益者負担金						30	年 月分	

1. 振替日 (払込日) は各納期月の末日とし、再振替日は翌月の12日とします。(土日祝日等で変更する場合があります。)
2. 口座振替 (自動払込) を開始する日は、取扱金融機関等が口座振替 (自動払込) 依頼書を受理した月 (毎月20日締切) の翌月納期分からとします。
3. 私 (当社) が依頼した種目の納付書が村山市から送付されたときは、預金名義人に通知することなく、指定口座から納付書に記載された金額を引落しして納付して下さい。
4. 預金の引落しにあたっては、当座勘定約定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
5. 指定口座の預金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私 (当社) に通知することなく納付書を村山市に返却されても異議ありません。
6. この預金口座振替 (自動払込) 契約は、貴金融機関が必要と認めた場合には、私 (当社) に通知することなく、解除されても異議ありません。(ゆうちょ銀行を除く)
7. 私 (当社) が、この預金口座振替 (自動払込) 契約を解約するときは、貴金融機関並びに村山市に届け出します。
8. この預金口座振替 (自動払込) 契約について紛議が生じても、貴金融機関又は貴郵便局に一切迷惑をかけません。
9. ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

(注) この書類は3枚複写です。2,3枚目の記載事項も確認してください。

(金融機関用)

取 扱 金 融 機 関 等			受付店日附印
検 印	印鑑照合	係 印	

村山市公金口座振替依頼書(自動払込受付通知書) (市役所用)

村 山 市 長 殿

取扱金融機関又はゆうちょ銀行

扱

年 月 日

納入義務者	住所(〒 -)	連絡先(TEL) () -		
	フリガナ	行政区	隣組	世帯番号
	氏名又は使用者・名称及び代表者氏名	個人コード		
	印			

私(当社)は、市税などについて口座振替(自動払込)の方法により納入したいので、下記事項確約のうえ依頼します。

振替納付指定口座	口座名義人	フリガナ氏名	名義人住所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)	金融機関お届け印
	金融機関	金融機関名	銀行組合金庫	支店名
	金融機関	金融機関コード	支店	支店
	預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他()	預貯金口座番号	
	ゆうちょ銀行	加入者村山市 口座番号02230-0-960304 種目コード166	番号1~8及び10 村山市水道事業企業出納員 02470-1-22666 166	番号9 記号 番号

申し込むところの番号を○で囲んで下さい。	口座振替納付を申し込む種目			種別コード	所管課等
	1.	市県民税 ※特別徴収分を除く		30	税 務 課
	2.	固定資産税・都市計画税		30	税 務 課
	3.	軽自動車税		30	税 務 課
	4.	国民健康保険税		30	税 務 課
	5.	介護保険料		30	税 務 課
	6.	後期高齢者医療保険料		30	税 務 課
	7.	a (・保育所保育料 ・延長保育実費徴収金 施設名 b (・認定こども園 保育料 ・認定こども園 延長保育料 児童氏名 (年 月 日生)	☐ 保育園 ☐ 認定こども園 コード	30	子育て支援課
	8.	a 市営住宅使用料・定住促進住宅使用料 b 共益費 団地名 号室		30	建 設 課
	9.	水道料金(公共下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料) お客様番号		22	水 道 課
10.	公共下水道事業受益者負担金		30	水 道 課	

1. 振替日は各納期の最終日とします。
2. 口座振替(自動払込)を開始する日は、取扱金融機関等が口座振替(自動払込)依頼書を受理した月(毎月20日締切)の翌月納期分からです。
3. 領収証書は、振替後に送付して下さい。但し、1年分まとめて送付されても差し支えありません。
4. 振替日において、指定口座の預金残高不足などの理由により納付できなかった場合は、再振替により納付するか、若しくは、改めて一般の納付方法により納付いたします。
5. 万一過誤納金が生じたときは、指定口座へ還付金を振り込んで下さい。
6. 私(当社)は、市長が特別の事情により必要と認めた場合には、納付書を金融機関又は郵便局への送付を停止されても異議ありません。
7. 私(当社)が、口座振替(自動払込)の方法による納付を停止するときは、村山市及び金融機関又は郵便局に届け出します。
8. ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

処理事項

取 扱 金 融 機 関 等

受付 年 月 日

受付印(受付店日附印)

(市役所用)

村山市公金口座振替依頼書(自動払込利用申込書) (依頼者用)

村 山 市 長 殿

取扱金融機関又はゆうちょ銀行

扱

年 月 日

納入義務者	住所(〒 -)	連絡先(TEL) () -		
	フリガナ	行政区	隣組	世帯番号
	氏名又は使用者・名称及び代表者氏名	個人コード		
	印			

私(当社)は、市税などについて口座振替(自動払込)の方法により納入したいので、下記事項確約のうえ依頼します。

振替納付指定口座	口座名義人	フリガナ 氏 名	名義人(ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入) 住 所		金融機関 お届け印	
	金融機関	金融機関名	銀行 組合 金庫	支店名	支店 店	金融機関 コード
	預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他()			預貯金 口座番号	
	ゆうちょ銀行	加入者 村山市	番号 1~8 及び10	村山市水道事業企業出納員 番号 9	記 号	*
	口座番号	02230-0-960304		02470-1-22666	番 号	

申し込むところの番号を○で囲んで下さい。	口座振替納付を申し込む種目					所管課等
	1.	市県民税 ※特別徴収分を除く				税 務 課
	2.	固定資産税・都市計画税				税 務 課
	3.	軽自動車税				税 務 課
	4.	国民健康保険税				税 務 課
	5.	介護保険料				税 務 課
	6.	後期高齢者医療保険料				税 務 課
	7.	a (・保育所保育料 ・延長保育実費徴収金)	施設名	☐ 保育園 ☐ 認定こども園	コード	子育て支援課
	b (・認定こども園 保育料 ・認定こども園 延長保育料)	児 童 氏 名	(年 月 日生)	コード		
	8.	a 市営住宅使用料・定住促進住宅使用料 b 共益費	団地名		号室	建 設 課
9.	水道料金(公共下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料)	お客様番号			水 道 課	
10.	公共下水道事業受益者負担金				水 道 課	

- 1. 振替日は各納期の最終日とします。
- 2. 口座振替(自動払込)を開始する日は、取扱金融機関等が口座振替(自動払込)依頼書を受理した月(毎月20日締切)の翌月納期分からです。
- 3. 領収証書は、振替後に送付して下さい。但し、1年分まとめて送付されても差し支えありません。
- 4. 振替日において、指定口座の預金残高不足などの理由により納付できなかった場合は、再振替により納付するか、若しくは、改めて一般の納付方法により納付いたします。
- 5. 万一過誤納金が生じたときは、指定口座へ還付金を振り込んで下さい。
- 6. 私(当社)は、市長が特別の事情により必要と認めた場合には、納付書を金融機関又は郵便局への送付を停止されても異議ありません。
- 7. 私(当社)が、口座振替(自動払込)の方法による納付を停止するときは、村山市及び金融機関又は郵便局に届け出します。
- 8. ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

取 扱 金 融 機 関 等		
受付	年 月 日	
受付印(受付店日附印)		

(依頼者用)